

岩手県告示第134号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和2年3月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 施行者の名称 釜石市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 釜石都市計画公園事業4・4・3号片岸公園
- 3 事業地
  - (1) 収用の部分 釜石市片岸町第6地割地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 事業施行期間 平成30年1月26日から令和3年3月31日まで